

參考資料



1 八雲町子ども・子育て会議委員名簿

所 属		氏 名	
学識経験者	会 長	八雲町校長会 副会長（八雲小学校長）	坂 本 昌 昭
	副会長	八雲町青少年健全育成推進協議会会長	小 林 元 彦
保護者代表	委 員	あかしや保育園父母の会 会長	平 井 いづみ
	委 員	熊石保育園父母の会 副会長	宮 田 越 史
	委 員	相沼保育園父母と保育士の会 会長	熊 谷 雄 大
	委 員	八雲町PTA連合会会長	稲 見 裕 一
子育て支援 事業 者	委 員	国の子保育園園長	斎 藤 やす子
	委 員	なかよし保育園園長	尾 関 光 広
	委 員	あかしや保育園園長	相 木 愛 子
	委 員	八雲マリア幼稚園	松 本 貴 子
	委 員	八雲幼稚園園長	渡 辺 兵 衛
	委 員	学童保育所わんぱくクラブ・ どんぐりクラブ主任支援員	古 川 信 子
	委 員	児童発達支援放課後等デイサービス mana（まな） 代表	羽二生 紀 行
事業主代表	委 員	八雲商工会理事	伊 藤 整 志
労働者代表	委 員	八雲地区連合会 副会長	島 裕 介
学識経験者	委 員	八雲子育てサポート「たっち」	泉 祐 子
	委 員	学識経験者	山 田 須美子
一般公募	委 員	一般公募	山 口 真規子
◇事務局			
住民生活課	課長	川 口 拓 也	
住民サービス課	課長	北 川 正 敏	
住民生活課長	課長補佐	菅 原 真紀子	
住民サービス課	課長補佐（熊石・相沼保育園 園長）	竹 内 伸 一	
子育て支援センター	主幹	伊 藤 芳 枝	
子ども発達支援センター	係長	松 本 忍	
住民生活課	児童係係長	清 水 満 里	
住民生活課	児童係	川 崎 絵 梨	
住民生活課	児童係	馬 場 未 都	

敬称略 平成 29 年 7 月 1 日現在

2 八雲町子ども・子育て会議条例

八雲町子ども・子育て会議条例

(設 置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、八雲町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任 務)

第2条 子ども・子育て会議は、法77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定するほか、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組 織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援事業に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による者

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民生活課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。